



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

もうけ話につい乗せられて？

～後を絶たない情報商材トラブル～

【事例】

スマホで「ただ登録するだけでお金が増える口座が手に入る」という広告を見て、1万円を支払って登録した。

すると「仕事の仕方を説明する。電話をするように」とメールが届いた。電話を掛けると「20万円から数百万円のコースがあり、40万円のコースがお奨め」と言われて契約し、クレジットカードで決済した。

指示通りの作業をするが収入にならない。だまされたのか。

【相談の結果】

販売店は一切解約に応じませんでしたが、クレジットカード会社が、40万円の口座引き落としをとめてくれたことで解決できました。

相談は
こちらへ...

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【ひとことアドバイス】

- ◆これは、情報商材と呼ばれる被害です。副業や投資で高額収入を得るためのノウハウなどと称してインターネット上の「価値のない情報」を高額で販売しています。若年層からシニア層まで男女を問わず被害が後を絶ちません。
- ◆「簡単にお金が入る」「絶対にもうかる」といったうまい話はこの世に存在せず、このような怪しいもうけ話に手を出すべきではありません。もうけ話に飛びついたけれど話が違ったとお悩みの人は、恥ずかしがらずにご相談ください。